

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月2日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部再燃火災防止対策規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指揮体制及び要領)</p> <p>第4条 残火処理活動を行うための指揮体制は、現場最高指揮者がこれに当たり、火災の規模及び状況等により決定するものとし、指揮要領は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 現場最高指揮者は、残火処理活動をもれなく、かつ、効果的に行うために消防隊等ごとに残火処理活動の担当区域を指定するものとする。この場合、木造建物にあつては、<u>焼止まり</u>付近、耐火建物にあつては、直上階等に対する延焼危険個所を重点区域とし、収容物のみが焼きする等、消防隊到着時に、既に消火活動の必要がない場合においても、残火処理</p>	<p>(指揮体制及び要領)</p> <p>第4条 残火処理活動を行うための指揮体制は、現場最高指揮者がこれに当たり、火災の規模及び状況等により決定するものとし、指揮要領は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 現場最高指揮者は、残火処理活動をもれなく、かつ、効果的に行うために消防隊等ごとに残火処理活動の担当区域を指定するものとする。この場合、木造建物にあつては、<u>焼け止まり</u>付近、耐火建物にあつては、直上階等に対する延焼危険個所を重点区域とし、収容物のみが焼きする等、消防隊到着時に、既に消火活動の必要がない場合において</p>

活動を行う消防隊等を指定するものとする。

(2)・(3) [略]

(4) 現場最高指揮者は、残火処理活動のため消防対象物を破壊する場合又は焼残物の搬送等を行う場合は、火災原因の調査に必要な現場保存又は証拠の保全について指示するよう努めるものとする。この場合において、火災の規模状況等から必要に応じ、残火処理後の焼止まりの状況について写真撮影を行うものとする。

(5)～(7) [略]

(再燃火災時の報告)

第9条 消防隊は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書（様式第3号）に警戒時等点検記録票（様式第4号）を添えて消防署長に報告しなければならない。

第10条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書（様式第5号）に警戒時等点検記録票（様式第4号）を添えて消防長に報告しなければならない。

も、残火処理活動を行う消防隊等を指定するものとする。

(2)・(3) [略]

(4) 現場最高指揮者は、残火処理活動のため消防対象物を破壊する場合又は焼残物の搬送等を行う場合は、火災原因の調査に必要な現場保存又は証拠の保全について指示するよう努めるものとする。この場合において、火災の規模状況等から必要に応じ、残火処理後の焼け止まりの状況について写真撮影を行うものとする。

(5)～(7) [略]

(再燃火災時の報告)

第9条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書（様式第3号）を消防長に報告しなければならない。

別表第2（第5条関係）

残火処理大綱

(建物火災)

構造別	特に残り火が生じやすい場所等	点検要領	処理要領
木造	[略]	[略]	[略]
	かわら下地、畳の合せ目等	① 焼止まり箇所等を視認する。 ② [略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			

(林野火災)

特に残り火が生じやすい場所等	点検要領	処理要領
焼止まり線、小枝等幹冠、樹幹等腐葉土等の地中火部分 枯葉、落葉、雑草等倒木、根株、老木の空洞等	① 焼止まり線に止まることなく未燃焼部分を含む広範囲に確認する。 ②～⑤[略]	[略]

(車両・船舶・航空機火災)

[略]

(特殊火災)

[略]

別表第2（第5条関係）

残火処理大綱

(建物火災)

構造別	特に残り火が生じやすい場所等	点検要領	処理要領
木造	[略]	[略]	[略]
	かわら下地、畳の合せ目等	① 焼け止まり箇所等を視認する。 ② [略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			

(林野火災)

特に残り火が生じやすい場所等	点検要領	処理要領
焼け止まり線、小枝等幹冠、樹幹等腐葉土等の地中火部分 枯葉、落葉、雑草等倒木、根株、老木の空洞等	① 焼け止まり線に止まることなく未燃焼部分を含む広範囲に確認する。 ②～⑤[略]	[略]

(車両・船舶・航空機火災)

[略]

(特殊火災)

[略]

様式第1号の2（林野・車両・船舶・航空機・他）（第4条、第6条、第7条関係）

残火処理チェックカード

鎮火 決定者		作成者		
残火処理 終了日時	年 月 日 時 分	残火処理 の必要性	有 ・ 無	
処 理 対 象 物	所在地			
	所有者等 氏 名			
	焼損物	林野・車両・船舶・航空機・他（ ）		
番号	点 検 箇 所	点検 結果	摘 要	
1	林野	焼止まり線・防火線等		
2		樹幹火・樹冠火等		
3		地中火（腐葉土）・地表火（落葉等）		
4		倒木の空洞・枯木の幹・枝等		
5		その 他		
6				
7				
1	車両・ 船舶・ 航空 機・ その他	座席・居室その他未燃焼部分		
2		ガソリン等の残存燃料（引火等）		
3		機関部・配線等		
4		積み荷等の積載物等		
5		化学製品・劇薬物・爆発物・高圧ガス等		
6		近接の受熱施設等		
7		その 他		
8				
9				
10				
立会者		区 分	所有者・管理者・占有者・その他	

（注）点検異常なし ○ 点検異常あり × 点検該当せず /

様式第1号の2（林野・車両・船舶・航空機・他）（第4条、第6条、第7条関係）

残火処理チェックカード

鎮火 決定者		作成者		
残火処理 終了日時	年 月 日 時 分	残火処理 の必要性	有 ・ 無	
処 理 対 象 物	所在地			
	所有者等 氏 名			
	焼損物	林野・車両・船舶・航空機・他（ ）		
番号	点 検 箇 所	点検 結果	摘 要	
1	林野	焼け止まり線・防火線等		
2		樹幹火・樹冠火等		
3		地中火（腐葉土）・地表火（落葉等）		
4		倒木の空洞・枯木の幹・枝等		
5		その 他		
6				
7				
1	車両・ 船舶・ 航空 機・ その他	座席・居室その他未燃焼部分		
2		ガソリン等の残存燃料（引火等）		
3		機関部・配線等		
4		積み荷等の積載物等		
5		化学製品・劇薬物・爆発物・高圧ガス等		
6		近接の受熱施設等		
7		その 他		
8				
9				
10				
立会者		区 分	所有者・管理者・占有者・その他	

（注）点検異常なし ○ 点検異常あり × 点検該当せず /

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤分署	67-4981
西和賀消防署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （交付用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様

北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北上消防署和賀分署	0197-73-5852
北上消防署大堤分署	0197-67-4981
西和賀消防署	0197-84-2507

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様
北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生の恐れがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署・出張所又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	64-1122
北上消防署和賀中部分署	73-5852
北上消防署大堤分署	67-4981
西 和 賀 消 防 署	84-2507
西和賀消防署湯田出張所	82-3460

様式第2号（第8条関係）

説 示 書 （控え用）

交 付 日 時	年 月 日 時 分頃		
対 象 物	住 所 名 称	占有者等氏名	
受 領 者		交 付 者	

様
北上地区消防組合
消防署長

消防隊の現場引き揚げ後は、次の各項について特に配慮されますようご協力願います。

記

- 1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由による再出火等の事故発生の危険がありますので、引き続き監視、警戒を行ってください。
- 2 現場保全のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれた時は、速やかに次の消防署・分署又は119番へ通報してください。

連絡先（TEL）

北 上 消 防 署	0197-64-1122
北上消防署和賀分署	0197-73-5852
北上消防署大堤分署	0197-67-4981
西 和 賀 消 防 署	0197-84-2507

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号を次のように改める。

(表)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

消防長 様

消防署長

再燃火災発生報告書

再燃火災 出火年月日	年 月 日	火災種別	
出火場所			
火元責任者	住 所		
	職業・氏名	(歳)	
一 次 火 災		再 燃 火 災	
覚知時刻 (入電)	月 日 時 分	覚知時刻 (入電)	月 日 時 分
出火時刻	月 日 時 分頃	出火時刻	
鎮火時刻	月 日 時 分	鎮火時刻	月 日 時 分
鎮火宣言者		鎮火宣言者	
被害状況		被害状況	
再燃火災発生概要及び活動内容			

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。